

令和4年  
第3回定例会

# 市政報告

(附提案説明)

尾鷲市

## (登壇)

### (はじめに)

令和4年第3回定例会の開会にあたり、議案についての説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位並びに市民の皆さまの深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

### (おわせS E Aモデル構想の推進)

先ず、「おわせS E Aモデル構想」の推進についてであります。

「おわせS E Aモデル構想」につきましても、平成30年8月24日に「おわせS E Aモデル協議会」を設立してから4年が経過し、その間、S・E・Aのそれぞれのプロジェクトにおいて鋭意検討を進めるなかで、多くの企業の皆さまと意見交換を重ねるとともに、企業進出に向けての協議を、積極的に行ってまいりました。

その結果、中部電力尾鷲三田火力発電所跡地の燃料第二ヤードでの、グランピング施設開業に向けた企業進出が確定いたしました。

本件については、先月26日に事業者とともに記者会見を行い、そして、同月30日の行政常任委員会で報告させていただいた次第でございます。

本市への進出を決定していただいた事業者には、大変、ありがたく存じますので、共に発展していけるように、連携・協力してまいりたいと考えております。

また、今回の企業進出を大きな一つのきっかけとして、横展開につなげるためにも、企業誘致活動を精力的に推進してまいります。

しかしながら、この一大プロジェクトを成功に導くためには、まだまだ乗り越えるべき課題が山積していることも事実でありますので、今後も、尾鷲商工会議所、中部電力との連携を密に

し、「おわせS E Aモデル構想」の実現に向け、鋭意、取り組みを進めてまいります。

また、事業進捗につきましては、その都度、行政常任委員会において共有させていただきましますので、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

### （新型コロナウイルス感染症対策）

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

本年7月以降、オミクロン株<sup>ビーエー</sup> B A . <sup>ファイブ</sup> 5により全国的に感染者数が急増しているなか、県におきましては、7月28日には、1日あたりの感染者数が初めて3千人を超え、更に、8月に入り、病床使用率が50%を超えたことから、「<sup>ビーエー</sup> B A . <sup>ファイブ</sup> 5対策強化宣言」を発出いたしました。

また、この宣言以降においても、感染者数の高止まりや、病床使用率が60%を超える日もあり、医療体制は厳しい状況が続いており、今月4日まで宣言が延長されておりました。

しかしながら、この延長後も、過去最多となる新規感染者が発生しており、直近では、新規感染者数の減少傾向はみられるものの、病床使用率は依然、高い水準で推移していることから、今月11日まで宣言が再度延長されております。

本市におきましても、7月初旬より2か月にわたり感染者が確認されており、特に8月以降は、ほぼ連日2桁を数える状況であります。

市民の皆さまにおかれましては、高齢者等、重症化リスクの高い方や同居家族の方のみならず、若い世代の方を含めた全ての皆さまに、感染対策の徹底に、引き続きご理解、ご協力をお願いいたします。

また、新型コロナワクチンにつきましては、3回目を完了した60歳以上の約75%が4回目接種を完了しており、新たに対象者となった、医療従事者、高齢者施設等従事者につきましても、7月下旬より順次、接種を進めております。

今後、オミクロン株に対応したワクチン接種につきまして、国の方針及びワクチンの供給量に基づき、市民の皆さまに安全・安心かつ速やかに接種していただけるよう、紀北医師会、紀北薬剤師会のご協力のもと、今月下旬からの開始を目指し、鋭意進めてまいります。

### （尾鷲総合病院の診療体制）

次に、尾鷲総合病院の診療体制についてであります。

6月末の病院長の退職に伴い、内科医師が1人減少するとともに、平成21年から13年もの間続いております、バディホスピタル制度による伊勢赤十字病院からの内科医師の派遣も、派遣できる常勤医がいなくなったとのことで、6月末で中止となり、7月からは常勤の内科医師が2人減少いたしました。

当院におけるこのような危機的な状況のなか、三重大学・伊勢赤十字病院・松阪中央総合病院・松阪市民病院・済生会松阪総合病院から温かいご支援をいただき、日々の診療体制と救急医療を何とか維持すべく取り組んでおります。

しかしながら、このままでは診療体制の維持も困難であるとともに、病院運営においても非常に厳しいことから、整形外科の常勤医の確保に加え、内科の常勤医の確保にも全力を注ぎ、三重大学医学部の医局からの派遣のみならず、全国からの公募も視野に入れ、引き続き医師確保に取り組んでまいります。

また、総務省から来年度、新改革プランの見直しにあたる経営強化プランの策定を求められておりますので、今後の病院経営の見直し、病院規模の適正化、診療体制の再構築等を視野に入れ、プランの策定に取り組んでまいりたいと考えております。

### （新墓地造成工事）

次に、新墓地造成工事の進捗状況についてであります。

折橋墓地移転に伴う新墓地造成工事につきましては、請負業者が決定し、先月10日付けで仮契約を締結したところであり

ます。

新墓地造成工事の本契約の締結に向けて、本定例会におきまして、議会の議決に付すべき契約事項として、議案を上程させていただきます。

今後とも、都市計画道路尾鷲港新田線の早期供用に向け、引き続き、地元の皆さまや関係団体各位のご協力をいただきながら、県と一体となって、円滑に墓地移転を進めるとともに、良好な墓地環境の形成に向けて、鋭意取り組んでまいります。

### (防災対策)

次に、防災対策についてであります。

市民一人ひとりが防災や減災に関する意識を高めることを目的とした、市民総ぐるみの尾鷲市総合防災訓練については、毎年、実施しておりますが、各防災関係機関相互の連携を強化し、顔の見える関係の構築を目的とした防災訓練は、新型コロナウイルス感染症の流行拡大以降において、令和2年度から実施を見送ってまいりました。

この各防災関係機関との合同訓練を、3年ぶりに、地元行野浦の皆さまのご理解と多大なご協力をいただきながら、去る6月26日に開催することができました。

警察、消防、自衛隊、海上保安部等、19機関の約200人が参加し、情報伝達訓練や救出・救助訓練などを実施したことで、いつ起こるか分からない災害への備え、災害対応力の向上、及び防災関係機関相互の連携を確認することができました。

また、来月23日には、三重県総合防災訓練が、尾鷲三田火力発電所跡地をメイン会場として、紀北町、大紀町、南伊勢町の1市3町で行われることとなりました。

この訓練では、南海トラフ巨大地震の発生を想定し、国、救助機関、関係機関等との連携強化や、三重県広域受援計画に基づく物資輸送の検証を目的とし、県や関係機関と調整を図り、より実践を重視した様々な訓練を実施することにより、地域防

災力の強化を図ってまいります。

### (イベントについて)

次に、本市の4大イベントについてであります。

先ず、「おわせ市民花火 がんばろらい尾鷲」についてであります。

先月6日に開催されました「おわせ市民花火」につきましては、あいにく、突然の雨に見舞われましたが、「イタダキ市」も含めた延べ約1万5千人の市民の皆さま、市外からお見えの皆さまに、3年ぶりの花火を楽しんでいただきました。

メインとなる<sup>おお</sup>大花火については、上空の風も味方し、迫力満点の大仕掛けが夏の夜空を彩るなど、当日ご来場いただいた皆さまに、大変喜んでいただけたものと感じております。

これも、市民の皆さま、そして、企業・事業所各位のご理解によるご協賛と、開催にご尽力いただいた「おわせ港まつり実行委員会」や、たくさんのボランティアの皆さまのご協力のおかげであり、改めて敬意を表するとともに、深く感謝申し上げる次第であります。

次に、秋のイベントとして「おわせ海・山ツデーウォーク」、「全国尾鷲節コンクール」、「尾鷲磯釣大会」につきましては、実行委員会の皆さま、関係者の皆さまと開催の準備を進めております。

未だに新型コロナウイルス感染症の影響が続いておりますが、今年こそはと楽しみにしている皆さまに、元気と喜びを届けられるよう、しっかりと感染対策を講じながら取り組んでまいりますので、奮ってのご参加のほど、お願いを申し上げます。

### (教育行政の推進)

次に、教育行政の推進についてであります。

教育行政を取り巻く環境については、近年、グローバル化の

進展や、人工知能やビッグデータを活用した技術革新、少子高齢化の進行等により、社会情勢がますます激しく変化しております。

また、人生100年時代を迎えようとするなかで、市民が豊かな人生を送るためにも、生涯を通じた学びの重要性も増しております。

このような状況下、次代を担う子供たちが、社会の変化を前向きにとらえ、様々な課題に対して自ら考え判断し、主体的に取り組んでいけるよう、育てていくことが重要であります。

これらの問題・変化に対応するためにも、これまで以上に、教育行政に求められる役割がますます重要視されることと認識しております。

そういったなか、本市では「こどもは地域の宝物 育てる、守るは地域の役割」と標榜しているように、地域全体でその取り組みを更に推進していかなければならないと考えております。

そのためには、牽引する「組織」と「人材」を充実させることは言うまでもありません。

また、教育行政のバイブルとも言うべく「教育大綱」「教育ビジョン」は、本年度末で計画期間が満了となるため、本年度中に新たに見直し、策定していくべく、現在、鋭意取り組んでいるところであります。

第7次尾鷲市総合計画に掲げている、まちの将来像「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」の実現を目指す、まちづくりの基本目標の一つである「郷土を愛し、学び・伝えるまちを創る」に向けて、教育委員会の果たすべき役割は、大変大きなものであります。

教育部門における「施策分野の目指す姿」についての基本理念や基本方針を示す「教育大綱」の策定案につきまして、本定例会の行政常任委員会において報告をさせていただきます。

また、「教育ビジョン」につきましては、7月に策定委員会を立ち上げ、「就学前教育」「学校教育」「生涯教育」の3つの部会

を設けて、計画の策定に向けた協議を、現在行っていたいただいております。

今後も、次代を担う子どもたちが、未来に向けて夢や希望を持ち、市民一人ひとりが生涯にわたって生き生きと学び、活動が続けられる環境づくりを目指してまいります。

### （財政健全化）

次に、財政健全化の取り組みについてであります。

本市の財政状況は、主な自主財源である市税収入の減少傾向が続いており、地方交付税についても、本年度の普通交付税と臨時財政対策債の合算額を前年度の当初算定額と比較すると、約1億2,800万円の減少となるなど、今後も歳入一般財源は減少傾向で推移するものと予測されます。

こうした歳入の傾向は、昨年12月にお示しした財政収支見直しにおいても明らかにしているところではありますが、一方で、本市には各種行政課題が山積している状況であり、それらを一步ずつ着実に進め、「住みたいまち 住み続けたいまち」を創っていくことが必要であります。

従いまして、今後におきましても、市民サービスの向上と財政健全化の双方のバランスを十分に考慮した適切な行財政運営に、なお一層努めてまいり所存であります。

なお、令和3年度の地方財政状況調査、すなわち「決算統計」においては、財政構造の弾力性を表す経常収支比率が、前年度の98.8%から89.6%に改善、また、後ほど報告させていただきます健全化判断比率においても、実質公債費比率、将来負担比率が前年度より改善しており、これらは地方交付税等の増額の影響が大きな要因ではありますが、本市の財政健全化の取り組み効果も、少なからず表れてきているのではないかと判断しているところであります。

## (ふるさと納税事業)

次に、ふるさと納税事業についてであります。

本事業につきましては、寄附窓口増設やマーケットの拡大等に取り組んだ結果、平成29年度以降毎年増加を続けており、令和2年度に続き令和3年度におきましても、寄附額4億円を突破し、寄附件数29,618件、寄附金額4億390万4千円となっております。

寄附額が増えた要因は沢山ありますが、なかでも事業所様の協力により、様々な返礼品の新規開発や既存返礼品のブラッシュアップを行うことで、尾鷲の魅力が更に寄附者の皆さまに伝わったものと確信しております。

また、ふるさと納税は、地域の課題を解決したり、新たなチャレンジをしたり、関係・交流人口につなげたり、その活用次第で、この地域の未来を変える可能性を持つ制度であります。

ふるさと納税の価値を最大限活用し、全国から届いた寄附者の皆さまの願いや想いをしっかりと受け止め、活用事例を丁寧に情報発信し、共感していただけるよう、ふるさと納税事業を更に推進してまいります。

## (提案説明)

それでは、今回提案しております議案第45号「尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について」から議案第55号「令和3年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」までの11議案について説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第45号「尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について」につきましても、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラの作成、並びに選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、3ページの議案第46号「尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」につきましても、令和4年10月1日施行の「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）」等の一部改正に基づく育児休業の取得回数制限の緩和等、国家公務員の勤務条件との均衡の原則に基づき、非常勤を含めた職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立を支援するための措置として、条例の一部を改正するものであります。

次に、7ページをご覧ください。

議案第47号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」から、10ページの議案第50号「令和4年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの4議案について、一括してご説明いたします。

お手元に配布の「一般会計補正予算（第6号）主要事項説明」の1ページをご覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で3億9,030万4千円、国民健康保険事業会計で1,651万7千円、後期高齢者医療事業会計で569万3千円を

それぞれ追加、病院事業会計では、歳入で1億4,342万円、歳出で1億4,433万7千円をそれぞれ減額し、これにより各会計を含めた予算総額を195億8,256万4千円とするものであります。

それでは、一般会計から説明いたします。

2ページをご覧ください。

歳入の主なものについて説明いたします。

9款、地方特例交付金189万5千円の増額は、交付額の確定によるものであります。

10款、地方交付税は、普通交付税の交付額確定により、5,437万8千円を増額するものであります。

14款、国庫支出金1,375万1千円の増額は、戸籍システム改修業務に対する社会保障・税番号システム整備費補助金929万7千円、及び母子生活支援施設入所措置費国庫負担金163万5千円のそれぞれ追加が主なものであります。

15款、県支出金112万円の増額は、母子生活支援施設入所措置費県負担金81万8千円の追加が主なものであります。

18款、繰入金573万9千円の増額は、主なものとして、みえ森と緑の県民税市町交付金基金繰入金249万円、及び前年度精算金として、国民健康保険事業会計から235万円、後期高齢者医療事業会計から18万7千円をそれぞれ繰り入れるものであります。

19款、繰越金3億3,912万1千円の増額は、令和3年度決算に伴う繰越金であります。

21款、市債2,570万円の減額は、臨時財政対策債発行可能額の確定による2,850万円の減額のほか、各事業に対する過疎債等の充当額の増減であります。

次に、歳出であります。3ページをご覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。

このうち、主なものについて、次のページで説明いたします。

4ページをご覧ください。

総務費の財産管理費は、基金積立金として、今補正に伴う財政調整基金積立金 2 億 1, 7 4 4 万 6 千円のほか、前年度の基金充当事業の精算に伴うそれぞれの基金への積み戻し等であります。

また、戸籍住民基本台帳費は、戸籍システム改修業務委託料 9 2 9 万 8 千円の追加であります。

民生費は、各事業における前年度精算金のほか、児童措置費で、母子生活支援施設入所措置費 3 2 7 万円の増額が主なものであります。

5 ページをご覧ください。

衛生費は、予防費で、新型コロナウイルスワクチン国庫補助金等の過年度精算金 6, 3 2 6 万 3 千円の追加であります。

塵芥収集費で、本年度中の購入が出来なくなったことによる 2 t パッカー車購入費 7 5 8 万 1 千円の皆減、また塵芥処理施設費では、燃料費調整単価の高騰に伴う清掃工場光熱水費 1, 0 5 8 万 5 千円の増額、及び清掃工場トラックスケールの故障に伴う修繕料 3 2 4 万 5 千円の増額であります。

農林水産業費は、林道開設改良費で、森林環境譲与税を活用して実施する林道大根須賀利線法面改良工事請負費 4 0 0 万円の追加であります。

商工費は、観光費で、夢古道の湯ドライサウナの故障に伴う修繕料 1 6 5 万円の増額であります。

土木費は、公園費で、みえ森と緑の県民税市町交付金活用事業として、立木伐採業務委託料 3 0 2 万 1 千円の追加であります。

教育費は、教育振興費で、尾鷲小学校給食施設整備に伴う給食停止期間中の昼食代について、扶助費受給者への代替措置として就学援助費用補助金 5 5 万 3 千円の追加、同額を扶助費の給食費から減額するものであります。

また、天文科学館費で、天文科学館 3 階ドーム空調機の故障に伴う修繕料 2 4 万 2 千円の増額であります。

公債費は、令和3年度の起債額とその利率の確定などにより、公債費元金で71万7千円の増額、公債費利子で44万3千円の減額であります。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

6ページをご覧ください。

追加2件は、尾鷲市斎場指定管理料及び小学校電気保安管理業務委託(追加分)で、来年度以降における事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するものであり、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

7ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計は、1,651万7千円を追加し、歳入歳出総額を20億7,860万4千円とするものであります。

歳入は、前年度からの繰越金1,651万7千円の増額であります。

歳出は、総務費で、総合住民情報システム改修業務委託料として29万7千円、基金積立金で、財政調整基金積立金1,341万4千円の増額、諸支出金で、普通交付金及び特別交付金の前年度精算金として45万6千円の追加、及び事業費等の精算による一般会計繰出金235万円の増額により、合わせて280万6千円の増額であります。

8ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は、569万3千円を追加し、歳入歳出総額を6億7,275万円とするものであります。

歳入は、前年度からの繰越金569万3千円の増額であります。

歳出は、広域連合負担金550万6千円の増額、諸支出金で、事務費等の精算による一般会計繰出金18万7千円の増額であります。

9ページをご覧ください。

病院事業会計であります。

収益的収入及び支出のうち収入で、業務予定量である入院患者数が年間延べ16,679人の減少により、入院収益6億1,663万3千円、外来患者数が年間延べ4,598人の減少により、外来収益が9,071万6千円、その他医業収益1,188万2千円がそれぞれ減額となり、医業収益で7億1,923万1千円を減額するものであります。

医業外収益は、5億7,581万1千円の増額で、新型コロナウイルス感染症対策補助金5億7,580万8千円、国県補助金長期前受金戻入3千円をそれぞれ増額するものであります。

支出では、医業費用1億2,923万3千円の減額で、支払い実績等に基づく材料費1億4,300万円の減額、光熱水費、委託料等の実績に伴う経費1,565万9千円の増額、減価償却費189万2千円の減額であります。

医業外費用は、控除対象外消費税の減額等により1,510万4千円を減額するものであります。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

1件の追加であります。

これにつきましては、来年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

次に、議案書に戻りまして、11ページをご覧ください。

議案第51号「令和3年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、13ページの議案第53号「令和3年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの3議案につきましては、いずれも地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであり、会計管理者から説明いたさせます。

また、14ページの議案第54号「令和3年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」と、15ページの議案第55号「令和3年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」の2議案につきましては、地方公営企業法第

30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであり、それぞれ病院事務長及び水道部長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

(降壇)

## (登壇)

### (会計管理者)

それでは、議案第51号「令和3年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第53号「令和3年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの計3議案につきまして、「令和3年度尾鷲市一般会計・特別会計歳入歳出決算主要説明書」に基づき、それぞれの決算概要をご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

この表は「一般会計及び特別会計の決算総括表」であります。

各会計別に見てみますと、一般会計では歳入歳出とも予算現額は同額の119億2,070万4千円に対し、歳入決算額は117億5,935万7,896円、予算現額に対する収入率は98.6%であります。

歳出決算額は114億1,662万4,908円で、執行率は95.7%となり、歳入歳出差引残額は、3億4,273万2,988円であります。

次に、国民健康保険事業特別会計では、歳入歳出とも予算現額は、同額の23億904万4千円に対し、歳入決算額は23億259万3,391円、予算現額に対する収入率は99.7%であります。

歳出決算額は22億8,607万4,828円、執行率は99.0%、歳入歳出差引残額は、1,651万8,563円であります。

後期高齢者医療事業特別会計は、歳入歳出とも予算現額は同額の6億7,460万円に対し、歳入決算額は、6億7,684万5,538円、予算現額に対する収入率は100.3%であります。

歳出決算額は6億7,115万2,062円、執行率は99.4%、歳入歳出差引残額は、569万3,476円であります。

以上、令和3年度の決算総額は、予算現額149億434万8千円に対し、歳入決算額は、147億3,879万6,825円、予算現額に対する収入率は98.8%であります。

歳出決算額は143億7,385万1,798円、執行率は96.4%、歳入歳出差引残額は、3億6,494万5,027円であります。

次に、2ページをご覧ください。

実質収支額ですが、区分3の歳入歳出差引額から、区分4の翌年度へ繰越すべき財源を差し引いたものが、区分5の実質収支額となります。

一般会計の実質収支額について、翌年度へ繰越すべき財源の繰越明許費繰越額が361万円でございますので、これを差し引いた3億3,912万2,988円が実質収支額となり、令和4年度への繰越金となります。

なお、この繰越明許費繰越額361万円は、6月6日に開会されました、令和4年第2回定例会の「報告第6号」にて報告させていただきました、令和3年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書に記載の翌年度繰越額1億8,736万1千円の財源内訳における一般財源分であります。

特別会計については、翌年度へ繰越すべき財源がありませんので、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計の実質収支額は歳入歳出差引額と同額で、記載のとおりであります。

次に、3、4ページをご覧ください。

それでは、一般会計歳入歳出決算の概要を歳入款別決算額調により、各款別の主なものについてご説明いたします。

1款市税は、予算現額19億2,845万9千円に対し、調定額は20億6,218万9,208円、収入済額は19億7,563万6,540円、一般会計収入済額全体（構成比）の16.8%を占めております。

前年度との比較は2, 113万9, 210円の減少となっております。その主な要因は固定資産税及び都市計画税の減収であります。

不納欠損額は456万2, 647円、前年度との比較は203万8, 064円の増加であります。

収入未済額は8, 199万210円、前年度との比較は、2, 534万3, 973円の減少であり、収納率は95.8%であります。

2款地方譲与税の収入済額は7, 871万8, 000円、前年度との比較は84万6千円の増加であります。

3款利子割交付金の収入済額は150万2千円、前年度との比較は63万1千円の減少であります。

4款配当割交付金の収入済額は1, 475万3千円、前年度との比較は485万7千円の増加であります。

5款株式等譲渡所得割交付金の収入済額は1, 597万3千円、前年度との比較は528万5千円の増加であります。

6款法人事業税交付金の収入済額は2, 591万3千円、前年度との比較は1, 529万8千円の増加であります。

7款地方消費税交付金の収入済額は4億2, 890万5千円、前年度との比較は2, 824万円の増加であります。

8款環境性能割交付金の収入済額は592万845円、前年度との比較は6万5, 532円の増加であります。

次に、5、6ページをご覧ください。

9款地方特例交付金の収入済額は2, 237万6千円、前年度との比較は1, 098万2千円の増加であります。

これは、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の皆増が要因であります。

10款地方交付税の収入済額は42億8, 338万7千円、一般会計収入済額全体の36.4%を占めております。

前年度との比較は4億1, 052万8千円の増加であります。

1 1 款交通安全対策特別交付金の収入済額は1 5 2 万 1 千円、前年度との比較は2 4 万 9 千円の減少であります。

1 2 款分担金及び負担金の収入済額は6 , 2 4 5 万 2 , 6 3 3 円、前年度との比較は1 , 5 2 6 万 4 , 2 3 0 円の減少であります。

収入未済額は1 7 7 万 7 , 2 8 0 円、これは保育所入所保護者負担金であります。

1 3 款使用料及び手数料の収入済額は1 億 1 , 2 0 5 万 4 , 9 3 6 円、前年度との比較は1 2 4 万 5 , 2 3 8 円の減少であります。

不納欠損額は3 万 1 , 1 0 0 円で、し尿処理手数料過年度分であります。

収入未済額は8 6 9 万 4 , 6 0 0 円、主なものは市営住宅使用料が8 4 3 万 6 , 1 0 0 円、し尿処理手数料が2 5 万 8 , 5 0 0 円であります。

1 4 款国庫支出金の収入済額は1 8 億 8 , 9 6 1 万 1 , 3 2 0 円、前年度との比較は1 4 億 7 , 3 0 4 万 4 9 2 円の減少であります。

これは主に総務費国庫補助金の減少によるものであります。

1 5 款県支出金の収入済額は5 億 5 , 3 9 9 万 5 , 1 5 5 円、前年度との比較は9 2 1 万 3 , 5 6 9 円の減少であります。

これは主に農林水産業費県補助金の減少によるものであります。

次に、7、8 ページをご覧ください。

1 6 款財産収入の収入済額は2 , 9 4 1 万 6 , 4 2 2 円、前年度との比較は1 , 0 5 9 万 8 , 2 7 4 円の減少であります。

これは、不動産売払収入等の減少によるものであります。

1 7 款寄附金の収入済額は4 億 6 , 3 7 7 万 1 , 2 0 7 円、前年度との比較は3 , 3 9 3 万 6 , 1 0 6 円の増加であります。

これは、地方創生応援寄附金による総務費寄附金の増加が主な要因であります。

18款繰入金の収入済額は7億3,505万410円、前年度との比較は3億9,208万1,899円の減少であります。

これは、財政調整基金繰入金、減債基金繰入金の減少が主な要因であります。

19款繰越金の収入済額は3億1,100万6,786円で、前年度との比較は1億1,783万190円の増加であります。

20款諸収入の収入済額は2億559万3,642円、前年度との比較は4,782万6,055円の増加であり、受託事業収入の農林水産業費受託事業収入の皆増が主な要因であります。

収入未済額は1,094万6,005円、主なものは、奨学資金貸付金返還金が47万5,000円、生活保護法第63条、第78条及び第78条の2による返還金が1,029万1,453円であります。

21款市債の収入済額は5億4,180万円、前年度との比較は4億3,090万円の減少であります。

これは、総務債の減少によることが主な要因であり、目別の増減については備考欄のとおりであります。

以上、一般会計の歳入合計は、予算現額119億2,070万4千円に対しまして、調定額118億6,735万9,549円、収入済額は117億5,935万7,896円、前年度との比較は16億7,866万9,029円の減少となり、不納欠損額は459万3,747円、収入未済額は、1億340万7,906円、収入未済額の主なものは市税であります。

歳入全体の予算に対する収入割合は98.6%、調定に対する収入割合は99.0%であります。

一般会計歳入の款別の決算額につきましては以上であります。

なお、参考に予算現額と収入済額との比較で、各節の増減額50万円以上のものにつきましては、その主な理由を本主要説明書の31ページから34ページにかけて記載しておりますので後ほどご参照ください。

次に、9、10ページをご覧ください。

一般会計の歳出款別決算額調であります。

歳入同様、主なものについてご説明いたします。

1款議会費は、支出済額1億327万5,980円、前年度との比較は1,176万1,140円の減少であります。

この主な要因は、議員報酬等の減少によるものであります。

執行率は94.4%であります。

2款総務費は、支出済額27億4,788万928円、前年度との比較は20億3,837万2,915円の減少であります。

主な要因は、総務管理費における、諸費の減少によるものであります。

翌年度繰越額489万円は、地方公務員の定年延長に伴う例規整備事業132万円、住民基本台帳システム改修業務357万円であります。

執行率は97.6%であります。

3款民生費は、支出済額37億1,206万4,903円、前年度との比較は3億9,237万7,693円の増加であります。

この主な要因は、社会福祉費における生活困窮者自立支援事業費の増加によるものであります。

翌年度繰越額1億200万5千円は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業1億円、子育て世帯等臨時特別支援事業200万5千円であります。

執行率は94.5%であります。

4款衛生費は、支出済額15億9,133万6,891円、前年度との比較は1億3,849万6,962円の増加であります。

この主な要因は、保健費における予防費の増加によるものであります。

執行率は97.3%であります。

次に、11、12ページをご覧ください。

5款農林水産業費は、支出済額3億1,901万5,861円、前年度との比較は、2,393万274円の増加であります。

この主な要因は、山林事業費の増加によるものであります。

翌年度繰越額は、水産基盤ストックマネジメント事業1,579万6千円であります。

執行率は91.3%であります。

6款商工費は、支出済額3億3,170万5,426円、前年度との比較は4,301万9,094円の減少であります。

この主な要因は、商工費における商工振興費の減少によるものであります。

執行率は91.0%であります。

7款土木費は、支出済額3億9,188万8,205円、前年度との比較は2,860万1,409円の増加であります。

この主な要因は、都市計画費の増加によるものであります。

翌年度繰越額6,324万円は、トンネル長寿命化修繕事業5,080万円、急傾斜地崩壊対策事業1,244万円であります。

執行率は85.0%であります。

8款消防費は、支出済額4億8,670万2,036円、前年度との比較は1,042万4,951円の増加であります。

この主な要因は、消防費における常備消防費の増加によるものであります。

執行率は98.5%であります。

9款教育費は、支出済額6億3,168万514円、前年度との比較は3,140万9,994円の減少であります。

この主な要因は、教育総務費における事務局費の減少によるものであります。

翌年度繰越額は、向井小学校屋内消火栓ポンプ改修事業143万円であります。

執行率は95.2%であります。

次に、13、14ページをご覧ください。

10款災害復旧費は、支出済額17万8,200円、前年度との比較は4,043万4,900円の減少であります。

この主な要因は、公共土木施設災害復旧費の減少によるものであります。

執行率は5.9%であります。

11款公債費は、支出済額11億89万5,964円、前年度との比較は1億3,922万8,477円の減少であります。

12款予備費は、不執行であります。

以上、歳出合計は、予算現額119億2,070万4千円に対し、支出済額は114億1,662万4,908円で、前年度との比較は17億1,039万5,231円の減少であります。

翌年度繰越額は1億8,736万1千円、不用額は3億1,671万8,092円、執行率は95.7%であります。

なお、この一般会計歳出の不用額でございますが、各節で50万円以上のものにつきましては、その主な理由を35ページから42ページにかけて記載していますので、後ほどご参照ください。

次に、15ページから20ページにつきましては、令和3年度一般会計歳入歳出決算の各種資料であります。

15、16ページは、歳入・歳出款別決算額を円グラフで表したものであります。

17、18ページは、歳出決算額を性質別に分類し、前年度と比較したものと、性質別経費を円グラフで表したものであります。

19、20ページは、平成19年度から令和3年度までの国保・老人保健・後期高齢・公共下水各特別会計への繰出金と、病院及び水道の企業会計並びに消防・広域連合などの一部事務組合等への負担金について、支出状況をまとめたものですので、後ほどご参照ください。

一般会計決算の概要説明は以上であります。

次に、各特別会計の概要についてご説明いたします。

21、22ページをご覧ください。

この表は、国民健康保険事業特別会計の歳入款別決算額調であります。

1款国民健康保険税は、予算現額3億7,091万7千円に対し、調定額は4億6,698万4,431円、収入済額は3億7,990万1,811円、本特別会計収入済額全体の16.5%を占めております。

前年度との比較は、2万2,661円の減少であります。詳細は備考欄のとおりであります。

不納欠損額は100万9,750円、前年度との比較は、31万1,276円の減少であります。

収入未済額は8,607万2,870円、前年度より46万8,066円の減少であります。

収入率は102.4%、収納率は81.3%であります。

2款県支出金は、収入済額16億6,654万5,376円、本特別会計収入済額全体の72.4%を占めております。

前年度との比較は2,949万3,781円の増加であります。

この主な要因は、普通交付金の増加によるものであります。

3款財産収入は、基金運用収入8千円であります。

4 款繰入金は、収入済額 2 億 1, 0 4 4 万 4, 4 1 8 円、前年度との比較は 4 7 4 万 8, 7 3 0 円の減少であります。

この主な要因は、保険基盤安定繰入金の減少であります。

5 款繰越金は、前年度からの繰越金 4, 1 4 5 万 8, 2 1 5 円であります。

6 款諸収入は、収入済額 3 6 9 万 9, 5 7 1 円、主に、一般被保険者延滞金の収入であります。

前年度との比較は 1 1 1 万 5, 3 6 6 円の減少であります。

収入未済額の 6 万 9, 1 2 3 円は、一般分医療費返納金であります。

7 款国庫支出金は、収入済額 5 3 万 6 千円、国民健康保険災害等臨時特例補助金の収入であります。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳入合計は、予算現額 2 3 億 9 0 4 万 4 千円に対し、調定額 2 3 億 8, 9 7 4 万 5, 1 3 4 円、収入済額 2 3 億 2 5 9 万 3, 3 9 1 円、不納欠損額 1 0 0 万 9, 7 5 0 円、収入未済額 8, 6 1 4 万 1, 9 9 3 円であります。

収入率は 9 9. 7 %、収納率は 9 6. 3 %であります。

次に、2 3、2 4 ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計の歳出款別決算額調であります。

1 款総務費は、支出済額 5, 1 7 6 万 3, 2 8 2 円、前年度との比較は 2 3 2 万 5, 0 4 1 円の減少であります。

執行率は 9 5. 6 %であります。

2 款保険給付費は、支出済額 1 6 億 1, 0 6 2 万 6, 2 4 7 円、支出済額全体の 7 0. 5 %を占めております。

前年度との比較は 5, 7 9 9 万 6, 8 4 3 円の増加であります。

この主な要因は、療養諸費における一般分療養給付費等の増加によるものであります。

執行率は 9 8. 9 %であります。

3 款国民健康保険事業費納付金は、支出済額 5 億 1, 238 万 8, 877 円、前年度との比較は 3, 346 万 673 円の減少であります。

この主な要因は、一般被保険者医療給付費分納付金の減少によるものであります。

執行率は 99.9% であります。

4 款共同事業拠出金は、支出済額 30 円であります。

5 款保健事業費は、支出済額 2, 722 万 373 円、前年度との比較は 24 万 4, 512 円の増加であります。

この主な要因は、疾病予防費の増加によるものであります。

執行率は 90.4% であります。

6 款基金積立金は、支出済額 6, 081 万 5 千円、国保財政調整基金への積立金であります。前年度との比較は 1, 687 万 9 千円の増加であります。

7 款公債費につきましては、不執行であります。

次に、25、26 ページをご覧ください。

8 款諸支出金は、支出済額 2, 326 万 1, 019 円、前年度との比較は、871 万 5, 424 円の増加であります。

この主な要因は、保険給付費等交付金償還金の増加によるものであります。

執行率は 97.0% であります。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳出合計は予算現額 23 億 904 万 4 千円に対しまして、支出済額は 22 億 8, 607 万 4, 828 円、前年度との比較は 4, 804 万 9, 855 円の増加であります。

不用額は 2, 296 万 9, 172 円、執行率は 99.0% であります。

なお、歳入歳出各節 50 万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、43 ページから 46 ページにかけて記載してありますので、後ほどご参照ください。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の決算概要について、ご説明いたします。

27、28ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳入款別決算額調でございます。

1款後期高齢者医療保険料は、予算現額2億1,424万3千円に対し、調定額は2億2,108万1,544円、収入済額は2億1,749万2,347円、本特別会計収入済額全体の32.1%を占めております。

前年度との比較は321万1,096円の増加であります。

この主な要因は、特別徴収・普通徴収保険料の増加によるものであります。

収入率は101.5%、収納率は98.3%であります。

不納欠損額は102万6,967円、収入未済額は256万2,230円であります。

2款繰入金収入済額は4億3,582万9,261円、前年度との比較は1,035万7,714円の増加であります。

この主な要因は、事務費繰入金の増加によるものであります。

3款繰越金の収入済額は549万6,869円で、前年度からの繰越金であります。

4款諸収入の収入済額は、1,802万7,061円、前年度との比較は1,800万7,261円の増加であります。

この主な要因は、前年度精算金の皆増によるものであります。

国庫支出金については、収入はありませんでした。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳入合計は、予算現額6億7,460万円に対し、調定額は、6億8,043万4,735円、収入済額は、6億7,684万5,538円、不納欠損額102万6,967円、収入未済額256万2,230円、収入率は100.3%、収納率は99.4%となりました。

次に、29、30ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳出款別決算額調であります。

1 款総務費の支出済額は 8 2 0 万 8 , 9 6 1 円、前年度との比較は 1 4 万 3 , 4 6 5 円の減少で、執行率は 9 5 . 7 % であります。

2 款広域連合負担金の支出済額は、6 億 4 , 4 6 5 万 1 , 5 7 3 円、支出総額の 9 6 . 1 % を占めております。

前年度との比較は 2 , 0 3 1 万 5 , 8 6 6 円の増加で、この主な要因は、療養給付費負担金の増加によるものであります。

執行率は 9 9 . 6 % であります。

3 款諸支出金の支出済額は 1 , 8 2 9 万 1 , 5 2 8 円、前年度との比較は 1 , 1 9 3 万 5 , 1 6 7 円の増加で、この要因は、一般会計繰出金の増加であります。

執行率は 9 5 . 6 % であります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳出合計は、予算現額 6 億 7 , 4 6 0 万円に対しまして、支出済額 6 億 7 , 1 1 5 万 2 , 0 6 2 円、不用額 3 4 4 万 7 , 9 3 8 円、執行率は 9 9 . 4 % であります。

なお、歳入歳出各節 5 0 万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、4 7、4 8 ページに記載してありますので、後ほどご参照ください。

以上、令和 3 年度尾鷲市一般会計及び 2 つの特別会計の歳入歳出決算の概要についてご説明いたしました。

また、監査委員の審査意見書並びに主要施策の成果及び実績報告書も後ほどご参照ください。

なお、内容の詳細につきましては、行政常任委員会におきましてご説明いたしますので、何卒、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

**(降壇)**

## (登壇)

### (病院事務長)

議案第54号「令和3年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」につきましてご説明いたします。

まず、決算の説明の前に、令和3年度の病院稼働状況について、ご説明申し上げます。

令和3年度尾鷲市病院事業会計決算書の19ページの業務、  
1. 業務量(1)稼働状況をご覧ください。

令和3年度の入院の延患者数は、一般病床が3万4,738人、療養病床が1万2,595人、合計、4万7,333人で、前年度と比較して4,754人減少しております。また、病床利用率は、一般病棟の病床数199床に対して47.8%、地域包括ケア病棟の療養病床数56床に対して61.6%、全体の病床利用率は50.9%で、前年度の利用率と比較して5.1%の減となっております。

外来の延患者数は、8万5,686人で、前年度と比較して582人増加しております。

次に、20、21ページをご覧ください。

(2)科別患者取扱状況は、前年度対比で見ますと、入院では、内科で2,912人、産婦人科で155人、眼科で97人増加しておりますが、外科が2,813人、整形外科が4,875人、小児科が12人、皮膚科が23人、泌尿器科が195人減少しております。

また、外来では、内科で120人、整形外科で205人、小児科で115人、産婦人科で57人、眼科で424人、精神科で9人、皮膚科で112人増加しておりますが、脳神経内科が147人、外科が21人、脳神経外科が96人、耳鼻咽喉科が55人、泌尿器科が138人、放射線科が3人減少しております。

それでは、令和3年度尾鷲市病院事業会計決算の主な内容について、ご説明いたします。

1、2 ページをご覧ください。

(1) 収益的収入及び支出の収入では、第1款、病院事業収益の予算額49億9,713万8千円に対し、決算額は、51億1,431万4,676円で、予算額に比べ1億1,717万6,676円の増であります。

次に、支出では、第1款、病院事業費用の予算額、40億9,588万2千円に対し、決算額は、40億2,499万6,533円で、不用額は7,088万5,467円であります。

次に、3、4 ページをご覧ください。

(2) 資本的収入及び支出の収入では、第1款、資本的収入の予算額9億4,861万2千円に対し、決算額は、9億4,861万円で、予算額に比べ2千円の減であります。

次に、支出では、第1款、資本的支出の予算額11億63万2千円に対し、決算額は、10億8,785万2,912円で、不用額は1,277万9,088円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額、1億3,924万2,912円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額217万2,096円及び当年度分損益勘定留保資金1億3,707万816円で補てんいたしました。

次に、5、6 ページの損益計算書をご覧ください。

1 医業収益は、31億8,998万8,652円、2 医業費用は、37億8,772万3,995円で、医業損失は、5億9,773万5,343円であります。

3 医業外収益は、19億1,308万782円、4 医業外費用は、2億3,045万484円で、医業外収支は、16億8,263万298円であります。

この額から医業損失を差し引いた10億8,489万4,955円が経常利益であります。

5 特別利益は、77万3,560円、6 特別損失は、4万1千円で、経常利益からこの収支差を差し引いた当年度純利益は、10億8,562万7,515円であります。

これに、前年度繰越欠損金23億4,884万8,741円を加えた当年度未処理欠損金は、12億6,322万1,226円となり、この額を翌年度に繰り越しするものであります。

次に、7、8ページの剰余金計算書をご覧ください。

資本金の当年度末残高は、前年度末残高と同額の2億85万6,095円であります。

次に、資本剰余金の受贈財産評価額、寄附金及び国県補助金の当年度末残高は、前年度末残高と同額のそれぞれ3,130万9,412円、1,827万6,650円、1億6,696万3,762円であります。

その他資本剰余金は、非償却資産分に係る一般会計からの元金償還繰入金1,173万3千円により、当年度末残高は、26億2,103万4,211円であります。

これらを合計した資本剰余金の当年度末残高は、28億3,758万2,451円であります。

次に、利益剰余金は、当年度純利益10億8,562万7,515円により、当年度末残高は、マイナス12億6,322万1,226円であります。

次に、7ページ下段の欠損金処理計算書をご覧ください。

いずれも、当年度処分額はありませぬので、資本金の処分後残高は、2億85万6,095円、資本剰余金の処分後残高は、28億3,758万2,451円、未処理欠損金の処分後残高は、マイナス12億6,322万1,226円あります。

次に、9ページから11ページまでの貸借対照表について、ご説明いたします。

まず、9ページ、資産の部をご覧ください。

1 固定資産の（1）有形固定資産は、イからへまでのそれぞれの資産額から減価償却累計額を差し引いた32億6,392万8,267円であります。

（2）無形固定資産は、327万9,200円であります。

（3）投資その他の資産は、545万2,660円で、これら固定資産合計は、32億7,266万127円であります。

次に、2 流動資産は、（1）現金預金、（2）未収金、（3）貯蔵品を合わせた流動資産合計、18億4,518万6,445円であります。

固定資産、流動資産を合わせた資産合計は、51億1,784万6,572円であります。

次に、10 ページ、負債の部をご覧ください。

3 固定負債の（1）企業債は、令和5年度以降償還予定の企業債18億9,881万7,419円であります。

（2）引当金は、退職給付引当金として本年度までに計上した5億3,958万2,336円で、固定負債合計は、24億3,839万9,755円であります。

4 流動負債の（1）一時借入金は、令和3年度に全額返済したことにより、借入れはございません。

（2）企業債は、令和4年度償還予定の3億8,349万5,111円であります。

（3）未払金は、1億6,455万1,227円であります。

（4）引当金は、イ賞与引当金、ロ法定福利費引当金で、引当金合計は、1億2,738万6,430円であります。

（5）その他流動負債は、1,501万5,859円で、流動負債合計は、6億9,044万8,627円であります。

5 繰延収益は、収益化累計額を差し引きした長期前受金が、2億1,378万3,076円で、固定負債、流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は、33億4,263万1,458円あります。

次に、11ページ、資本の部をご覧ください。

6 資本金は、2億85万6,095円であります。

7 剰余金の(1) 資本剰余金は、イ受贈財産評価額、ロ寄附金、ハ国県補助金、ニその他資本剰余金を合計した28億3,758万245円であります。

(2) 欠損金は、イ当年度未処理欠損金と同額の12億6,322万1,226円となり、これを資本剰余金から差し引いた15億7,435万9,019円が剰余金合計であります。

資本金と剰余金を合わせた資本合計は、17億7,521万5,114円、負債の部と合わせた負債資本合計は、51億1,784万6,572円で、9ページの資産合計額と同額であります。

次に、12、13ページには、会計処理の基準及び手続きを注記として記載しております。

以上、議案第54号「令和3年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」の説明とさせていただきます。

なお、決算書の14ページ以降に、決算附属書類を添付しておりますので、ご参照のうえ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

## (登壇)

### (水道部長)

議案第55号「令和3年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」につきましてご説明申し上げます。

先ず、議案の説明に入る前に、令和3年度の水道事業の概況について、ご説明いたします。

「令和3年度尾鷲市水道事業会計決算書」の13ページをご覧ください。

令和3年度の給水戸数は9,067戸で前年度に比べて121戸の減であり、普及率は99.9%でございます。

年間総給水量は336万2,900立方メートル、前年度と比較すると給水量で10万2,942立方メートルの減、有収水量で25,451立方メートルの減となっております。ただし、有収率は増加しており継続して実施している漏水修繕による漏水量の減少が主な要因と考えております。

「建設改良と維持管理」につきましては、上水道において大曾根、泉町、北浦東町地内の配水管布設替工事を実施いたしました。

簡易水道においては、賀田、三木里、曾根、須賀利地内の配水管布設替工事及び三重県橋梁工事に伴う配水管仮設工事、九鬼地内配水管改良工事、賀田第2加圧ポンプ場設備取替工事（機械設備）、賀田第1（南）浄水場設備取替工事（機械設備その1）を実施いたしました。

次に、経理状況であります。収益的収支では、「事業収益」4億7,524万8,669円に対し「事業費用」4億5,010万270円で、差し引き2,514万8,399円の純利益を計上することとなりました。

以上、概略説明を申し上げ、議案の説明をさせていただきます。

1 ページをご覧ください。

(1) 収益的収入及び支出につきましては、収入の第1款「水道事業収益」予算額5億770万2千円に対し、決算額は5億1,921万7,686円で、予算額を1,151万5,686円上回っております。

次に、支出の第1款「水道事業費用」予算額4億9,633万円に対し、決算額は4億8,643万1,496円で、989万8,504円の不用額を生じております。

続きまして、3ページの(2)資本的収入及び支出につきましては、収入の第1款「資本的収入」予算額7,257万7千円に対し、決算額は7,291万8,200円で、予算額より34万1,200円上回っております。

次に、支出の第1款「資本的支出」予算額3億2,655万5千円に対し、決算額は3億2,466万8,576円であり、不用額は188万6,424円となりました。資本的収支において、収入額が支出額に対して不足する額、2億5,175万376円は、下段に記述してありますように当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額753万4,561円、当年度分損益勘定留保資金1億9,387万6,903円、減債積立金5,033万8,912円で補填いたしました。

次に、5ページの損益計算書をご覧ください。

1.「営業収益」4億4,138万5,133円から2.「営業費用」4億899万8,732円を差し引いた、3,238万6,401円が営業利益で、これに3.「営業外収益」3,386万3,536円を加え、4.「営業外費用」4,098万5,722円を減額しますと、経常利益は2,526万4,215円となります。

この経常利益から、6.「特別損失」11万5,816円を減額した、2,514万8,399円が、当年度純利益となります。

これに前年度繰越利益剰余金 3 億 3 7 万 2, 3 3 8 円と、減債積立金の取り崩しにより発生した「その他未処分利益剰余金変動額」 5, 0 3 3 万 8, 9 1 2 円を加えた 3 億 7, 5 8 5 万 9, 6 4 9 円が、当年度未処分利益剰余金となります。

次に、6 ページの剰余金計算書をご覧ください。

「資本金」当年度末残高は 2 0 億 3, 4 0 7 万 9, 5 4 7 円となっております。

「剰余金」の内、「資本剰余金」につきましては、前年度末残高と同額の 4, 6 8 2 万 3 8 8 円となります。

「利益剰余金」につきましては、「減債積立金」を 7, 0 0 0 万円積み立て、補填財源として使用した 5, 0 3 3 万 8, 9 1 2 円を減額した 1 億 4, 5 1 9 万 6, 4 1 5 円が当年度末残高となり、積立金の使用額と同額が「未処分利益剰余金」に計上されます。

「建設改良積立金」は前年度末残高と同額となります。

「未処分利益剰余金」の当年度末残高は、先ほどの損益計算書で説明いたしました当年度未処分利益剰余金 3 億 7, 5 8 5 万 9, 6 4 9 円で、「利益剰余金合計」は、5 億 9, 7 4 9 万 2, 0 2 0 円となります。

次に、7 ページの尾鷲市水道事業会計剰余金処分計算書(案)につきましては、利益の処分について本議案において一括してご審議をお願いするものであり、当年度未処分利益剰余金 3 億 7, 5 8 5 万 9, 6 4 9 円のうち、減債積立金として 7, 0 0 0 万円を積み立て、減債積立金の取り崩しに伴い発生した「その他未処分利益剰余金変動額」と同額分 5, 0 3 3 万 8, 9 1 2 円を資本金へ組入れ、残額の 2 億 5, 5 5 2 万 7 3 7 円を翌年度へ繰越するものでございます。

次に、8 ページから 1 0 ページまでの貸借対照表について、ご説明いたします。

先ず、8ページの資産の部であります。1.「固定資産」は(1)「有形固定資産」から(3)「投資その他の資産」までの合計で48億2,511万7,248円であります。

2.「流動資産」は、(1)「現金預金」から(4)「その他流動資産」までの合計で、6億9,083万8,221円で、「資産合計」は55億1,595万5,469円となります。

次に、9ページの負債の部であります。3.「固定負債」は(1)企業債と(2)引当金の合計で、22億2,461万5,895円となります。

4.「流動負債」は(1)企業債から(4)その他流動負債までの合計2億7,974万5,388円となり、5.「繰延収益」3億3,320万2,231円を合わせた「負債合計」は28億3,756万3,514円となります。

次に、10ページの資本の部であります。6.「資本金」は、20億3,407万9,547円となり、7.「剰余金」は、(1)資本剰余金と(2)利益剰余金の合計6億4,431万2,408円で、合わせた「資本合計」は26億7,839万1,955円となります。

負債資本の合計は、55億1,595万5,469円となり、8ページ下段「資産合計」の額と一致しております。

次の、11ページ、12ページは、会計処理の基準及び手続きを注記として明示しております。

以上で議案55号「令和3年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」の説明といたします。

なお、決算書の13ページから30ページまで決算付属書類を添付しておりますので、ご参照のうえ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**(降壇)**

**(登壇)**

それでは、議案書の16ページをご覧ください。

議案第56号「工事請負契約について（折橋墓地移転に伴う新墓地造成工事）」につきましては、先月10日付けで仮契約を締結したところであり、本請負契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

**(降壇)**

## (登壇)

それでは、人事案件について説明いたします。

議案書の17ページをご覧ください。

議案第57号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」につきましては、「森下 龍美（もりした たつみ）」氏の任期が、本年9月30日に任期満了となることから、教育行政に関し理解があり、人格が高潔で、教育及び文化に関し識見を有している「森下 龍美（もりした たつみ）」氏を引き続き教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

また、同氏におきましては、新たな教育大綱及び教育ビジョンの策定に向けて取り組んでいただいておりますので、引き続き教育委員として任命いたしたいと考えておりますので、何卒よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

## (降壇)

## (登壇)

それでは、報告案件について説明いたします。

議案書の19ページをご覧ください。

報告第7号「専決処分事項について（和解及び損害賠償の額の決定）」につきましては、市道上の事故による和解及び損害賠償の額が決定したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次に、22ページをご覧ください。

報告第8号「令和3年度健全化判断比率及び令和3年度資金不足比率の報告について」ご説明いたします。

これにつきましては、本市の令和3年度決算について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて報告させていただくものであります。

詳細につきましては、23ページのとおり「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」において、いずれも早期健全化基準を下回っております。

また、公営企業においても、各会計とも資金不足が生じていないことを報告させていただきます。

次に、24ページの報告第9号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和3年度事業報告及び決算について」につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであり、生涯学習課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

## (降壇)

## (登壇)

### (生涯学習課長)

それでは、報告第9号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和3年度事業報告及び決算について」ご報告いたします。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

「令和3年度事業報告及び決算」の1ページをご覧ください。公益財団法人尾鷲文化振興会の概要であります。

ここには設立目的、設立年月日、事務所、基本財産、事業内容、役員構成等が記載されており、これに基づき運営されております。

2ページ、3ページには、令和3年度事業報告として、評議員会及び理事会の開催状況について記載させていただいております。

なお、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、一部の評議員会、理事会が、通常の会議ではなく、関係者全員の同意の意思確認の上、みなし決議とし、役員等が集まって決議することが省略されております。

次に、4ページをご覧ください。

文化会館の管理運営の状況であります。

来館者数につきましては、下段の表のとおり合計24,126人で、前年度と比べ約18,000人の増となっております。

前年度と同様、緊急事態宣言等に伴う臨時休館のほか、貸館利用や自主事業等の自粛もありましたが、令和3年度はワクチン接種会場としての利用等もあり大幅増となりました。

次に、5ページには催物別利用状況を記載させていただいております。

次に、6ページをご覧ください。

これは、本振興会が主催及び共催した事業であります。

講演会、映画上映など、計8回の事業を実施しております。なお、事業計画において当初予定していたせぎやま倶楽部の文

化展、発表会、舞台技術講習会、夢舞台発表会等については、感染症対策のため活動自粛につき、中止となりました。

パフォーマンスショーについては、貸館利用料収入が見込みより大幅に増加したため、追加事業として開催いたしました。

次に、7ページの貸借対照表をご覧ください。

I資産の部ですが、1流動資産と2固定資産を合計した資産合計は4,340万4,401円で、II負債の部では、負債合計が178万4,533円となり、資産合計から負債合計を差し引いた額4,161万9,868円が一般正味財産となり、負債及び正味財産合計と資産合計が一致するものであります。

次に、8ページの正味財産増減計算書は、正味財産の年度内の増減を表す計算書類で、(1)経常収益の内訳は、①基本財産運用益が1万6,400円、これは基本財産受取利息であります。

次に、②事業収益が674万6,129円で、内訳といたしまして、入場料収益が46万8,400円、刊行物等販売収益が4万9,839円、これは、自動販売機売捌(うりさばき)手数料であります。

貸館利用料収益は622万7,890円となっております。

次に、③雑収益が550円、これは来館者のコピー代等で、

次に、④管理受託収益4,745万8,000円は、尾鷲市との委託契約に基づく管理受託収益であります。

以上、経常収益計は5,422万1,079円となり、前年度と比較しますと284万3,708円の増額となります。

増額の主な要因としましては、ワクチン接種会場等による貸館利用料収入の増額です。

次に、(2)経常費用の①事業費をご覧ください。

このうち主な事業経費といたしましては、給料手当473万1,556円は職員1名分の給料、臨時雇用賃金786万1,122円は職員3名分、福利厚生費202万8,432円は職員4名分の社会保険事業主負担分であります。

光熱水費 9 2 8 万 7, 7 7 7 円、賃借料 9 3 万 1, 7 1 5 円  
につきましては、それぞれ会館の電気代、水道代、映画上映賃  
借料等であります。

委託費 1, 6 6 8 万 1, 6 5 8 円は、自主事業公演委託料及  
び会館保守管理業務委託費であります。

事業費計は 4, 7 5 0 万 1 8 5 円となります。

増額の主な要因としましては、大ホールの利用増加に伴う光  
熱水費の増額、パフォーマンスショー開催に伴う委託費の増額  
です。

次に、②管理費をご覧ください。

このうち主なものは、職員 1 名分の臨時雇用賃金 2 5 8 万 8,  
9 0 1 円であります。

次のページ、委託費 1 2 9 万 2, 9 5 8 円は、会館保守管理  
業務委託費であります。

①事業費と②管理費を合わせた経常費用計につきましては 5,  
3 7 2 万 4, 0 0 8 円となり、経常収益計から経常費用計を差  
し引いた額、4 9 万 7, 0 7 1 円が当期経常増減額となります。

この当期経常増減額から法人税、住民税及び事業税 7 万 2,  
0 0 0 円を差し引いた、4 2 万 5, 0 7 1 円が当期一般正味財  
産増減額となり、当期一般正味財産増減額に一般正味財産期首  
残高 4, 1 1 9 万 4, 7 9 7 円を加えますと、一般正味財産期  
末残高は 4, 1 6 1 万 9, 8 6 8 円となり、7 ページの貸借対  
照表の正味財産合計と同額となります。

次に、1 0 ページから 1 1 ページまでは、ただいま説明いた  
しました正味財産増減計算書の内訳表であります。

公益財団法人に認可されたことにより、平成 2 5 年度からは  
公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の経理が必要と  
なっております。

公益目的事業会計は、公益目的事業を実施する会計であり、  
文化振興会が実施する自主事業及び尾鷲中学校文化祭等の共催  
事業並びに貸館事業等に係る会計でございます。

公益財団法人事業を毎年度継続していくためには、公益比率が50%を超えることとされており、昨年度の公益比率は77.1%（令和2年度：76.4%）ですので、公益目的を果たしているものであります。

次に、収益事業等会計は、主に営利を目的とした貸館に係る会計であり、法人会計は文化会館の維持管理をするための文化振興会の運営等に係る会計であります。

次に、12ページには財務諸表に対する注記として、重要な会計方針と基本財産及び特定資産の増減額及びその残高の内訳を記載しております。

基本財産の定期預貯金3,000万円、及び特定資産の普通預金699万545円は、ご覧の金融機関に預貯金されております。

次に、13ページは固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高の内訳であります。

次に、14ページは財産目録ですが、貸借対照表の詳細となります。

I資産の部では、流動資産合計640万3,691円と固定資産合計3,700万710円を合わせた資産合計は4,340万4,401円であります。

II負債の部では、負債合計が178万4,533円となり、資産合計から負債合計を差し引いた正味財産は4,161万9,868円となります。

次に、15ページには、5月27日に実施されました監査報告書を添付しております。

以上をもちまして、報告第9号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和3年度事業報告及び決算について」の報告とさせていただきます。

**(降壇)**